

約款変更 新旧対照表

条項		変更後	変更前
約款名		特定非課税累積投資に関する約款	非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款
第2条	第1項	<p>お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が定める日までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」（すでに当金庫以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当金庫に非課税口座を開設しようとする場合には、非課税口座廃止通知書記載事項または勘定廃止通知書記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」、すでに当金庫に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」または非課税口座廃止通知書記載事項もしくは勘定廃止通知書記載事項の記載がされた法令上必要とされる書面）を提出するとともに、当金庫に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」または非課税口座廃止通知書記載事項もしくは勘定廃止通知書記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」等の法令上必要とされる書面については、非課税口座を再開しようとする年（以下、</p>	<p>お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当金庫が定める日までに、当金庫に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第10項および第19項に基づき「非課税口座開設届出書」（すでに当金庫以外の証券会社または金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当金庫に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」、すでに当金庫に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」）を提出するとともに、当金庫に対して租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。</p> <p>ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年（以下、「再開年」といいます。）または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下、「再設定年」といいます。）の前年10月1日から再開年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提</p>

条項		変更後	変更前
		<p>「再開設年」といいます。) または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下、「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開設年または再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」または非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」等の法令上必要とされる書面が提出される場合において、当該廃止通知書等の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。ただし、当金庫との取引においては、特定非課税管理勘定では本約款第5条の2に規定するものうち公募非上場株式投資信託受益権、特定累積投資勘定では本約款第5条に規定するものが、それぞれ該当します。以下同じ。)の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書等を受理することができません。</p>	<p>出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。ただし、当金庫との取引においては、非課税管理勘定および特定非課税管理勘定では第5条または第5条の3に規定するものうち公募非上場株式投資信託受益権、累積投資勘定および特定累積投資勘定では第5条の2および第5条の4に規定するものが、それぞれ該当します。以下同じ。)の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。</p>
第2条	第2項	<p>非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」が添付されている場合または「非課税口座開設届出書」に非課税口座廃止通知書記載事項もしくは勘定廃止通知書記載事項が記載されている場合を除き、当金庫または証券会社もしくは他の金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。</p>	<p>非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当金庫または証券会社もしくは他の金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。</p>

条項		変更後	変更前
第2条	第4項	<p>当金庫が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当金庫はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>①1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の特定累積投資勘定が設けられていたとき</p> <p>②10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の特定累積投資勘定が設けられることとなっていたとき</p>	<p>当金庫が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当金庫はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。</p> <p>①1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定または特定累積投資勘定が設けられていたとき</p> <p>②10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定、累積投資勘定または特定累積投資勘定が設けられることとなっていたとき</p>
第2条	第5項	<p>お客様が当金庫の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を証券会社もしくは他の金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下、「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当金庫は当該変更届出書を受理することができません。</p>	<p>お客様が当金庫の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を証券会社もしくは他の金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下、「設定年」といいます。）の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当金庫は当該変更届出書を受理することができません。</p>

条項		変更後	変更前
第2条	第6項	当金庫は、前項の変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定がすでに設けられている場合には当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。	当金庫は、前項の変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定がすでに設けられている場合には当該非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。
第3条		削除 削除 (以降、第3条の3および第3条の4を繰上げ)	<p>第3条 (非課税管理勘定の設定)</p> <p>1. 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定 (この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年 (累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)) に設けられるものをいいます。以下同じ。) は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</p> <p>2. 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日 (「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日) において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日 (非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日) において設けられます。</p> <p>第3条の2 (累積投資勘定の設定)</p> <p>1. 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積投資勘定 (この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保</p>

条項	変更後	変更前
	<p>第3条（特定累積投資勘定の設定）</p> <p>1. 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。</p> <p>2. 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘</p>	<p>管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2023年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。</p> <p>2. 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p> <p>第3条の3（特定累積投資勘定の設定）</p> <p>1. 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024年以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。</p> <p>2. 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または</p>

条項	変更後	変更前
	<p>定廃止通知書」が提出された場合または非課税口座廃止通知書記載事項もしくは勘定廃止通知書記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」等の法令上必要とされる書面が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p>	<p>「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当金庫にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。</p>
<p>第3条 の2</p>	<p>第3条の2（特定非課税管理勘定の設定） 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、第3条の特定累積投資勘定と同時に設けられます。</p>	<p>第3条の4（特定非課税管理勘定の設定） 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、第3条の3の特定累積投資勘定と同時に設けられます。</p>
<p>第4条</p>	<p>（特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定における処理） 特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理いたします。</p>	<p>（非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定における処理） 1. 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。 2. 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。 3. 特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理いたします。</p>

条項	変更後	変更前
第5条	削除	<p>第5条（非課税管理勘定に受入れる上場株式等の範囲） 当金庫は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限ります。）のみを受入れます。</p> <p>① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、ロの移管により受入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。なお、ロの移管については、2023年までの取扱いとなります。）の合計額が120万円（②により受入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの</p> <p>イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当金庫への買付の委託により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受入れられるもの</p> <p>ロ 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定または当該非課税口座が開設されている当金庫の営業所に開設された租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座に設けられた同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。）から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて</p>

条項	変更後	変更前
	<p>削除 (以下、第5条の3および第5条の4を繰上げ)</p>	<p>準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等</p> <p>③ 租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する上場株式等</p> <p>第5条の2(累積投資勘定に受入れる上場株式等の範囲) 当金庫は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当金庫と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすもの)に限り、)のみを受入れます。</p> <p>① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払込んだ金額をいいます。)の合計額が40万円を超えないもの</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する上場株式等</p>

条項	変更後	変更前
	<p>第5条（特定累積投資勘定に受入れる上場株式等の範囲）</p> <p>当金庫は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当金庫と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。）のみを受入れます。</p> <p>① 第3条第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払込んだ金額をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受入れている買付の委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額（同年の前年12月31日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に受入れている上場株式等の購入の代価の額等に相当する金額をいいます。）の合計額が1,800万円を超えることとなることにおける当該上場株式等を除きます。）</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する上場株式等</p>	<p>第5条の3（特定累積投資勘定に受入れる上場株式等の範囲）</p> <p>当金庫は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当金庫と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、当該上場株式等を定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限ります。）のみを受入れます。</p> <p>① 第3条の3第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払込んだ金額をいいます。）の合計額が120万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受入れている買付の委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額（同年の前年12月31日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に受入れている上場株式等の購入の代価の額等に相当する金額をいいます。）の合計額が1,800万円を超えることとなることにおける当該上場株式等を除きます。）</p> <p>② 租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する上場株式等</p>

条項		変更後	変更前
第5条 の2	第1項	<p>第5条の2（特定非課税管理勘定に受入れる上場株式等の範囲）</p> <p>1. 当金庫は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限ります。）のみを受入れます。</p> <p>① 第3条の2に基づき特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当金庫への買付の委託により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受入れられるもので、受入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいいます。）の合計額が240万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除きます。）</p> <p>イ 当該合計額および特定非課税管理勘定基準額（当該属する年の前年12月31日に特定非課税管理勘定に受入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額をいいます。）の合計額が1,200万円を超える場合</p> <p>ロ 当該期間内の上場株式等の取得対価の額の合計額、その年において特定累積投資勘定に受入れている買付の委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合</p> <p>② 前号に掲げるもののほか租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等</p>	<p>第5条の4（特定非課税管理勘定に受入れる上場株式等の範囲）</p> <p>1. 当金庫は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当金庫の営業所に係る振替口座簿に記載もしくは記録がされ、または当該営業所に保管の委託がされるものに限ります。）のみを受入れます。</p> <p>① 第3条の4に基づき特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当金庫への買付の委託により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受入れられるもので、受入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいいます。）の合計額が240万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除きます。）</p> <p>イ 当該合計額および特定非課税管理勘定基準額（当該属する年の前年12月31日に特定非課税管理勘定に受入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額をいいます。）の合計額が1,200万円を超える場合</p> <p>ロ 当該期間内の上場株式等の取得対価の額の合計額、その年において特定累積投資勘定に受入れている買付の委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合</p> <p>② 前号に掲げるもののほか租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等</p>

条項		変更後	変更前
第6条		特定非課税管理勘定および特定累積投資勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当金庫への解約請求により行います。	<ol style="list-style-type: none"> 1. 非課税管理勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当金庫への解約請求により行います。 2. 累積投資勘定または特定累積投資勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当金庫への解約請求により行います。
第7条	第1項	削除	<p>(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)</p> <p>租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定に受入れなかったものであって、非課税管理勘定に受入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当金庫は、お客様(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しのあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面により通知いたします。</p>
第7条	第2項	削除 (以降、第3項、第4項を繰上げ)	<p>租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、累積投資勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する事由に係るものならびに特定口座への移管に係るも</p>

条項	変更後	変更前
		<p>のを除きます。)があった場合(同項第1号、第4号および第11号に規定する事由により取得する上場株式等で累積投資勘定に受入れなかったものであって、累積投資勘定に受入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当金庫は、お客様(相続または遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面により通知いたします。</p>
第8条	削除	<p>(非課税管理勘定終了時の取扱い)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします。(第2条第6項により廃止した非課税管理勘定を除きます。) 2. 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。 <ol style="list-style-type: none"> ① お客様から非課税管理勘定の終了する年の当金庫が定める日までに当金庫に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合、またはお客様が当金庫に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管 ② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

条項		変更後	変更前
第8条 の2	削除		<p>(累積投資勘定終了時の取扱い)</p> <p>1. 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降20年を経過する日に終了いたします。(第2条第6項により廃止した累積投資勘定を除きます。)</p> <p>2. 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。</p> <p>① お客様から累積投資勘定の終了する年の当金庫が定める日までに当金庫に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合、またはお客様が当金庫に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管</p> <p>② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管</p>
第9条	削除 (以降、2条ずつ繰上げ)		<p>(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)</p> <p>1. 当金庫は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日)をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下、「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合を除きます。</p>

条項	変更後	変更前
		<p>① 当金庫がお客様から租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 6 項に規定する住所等確認書類の提示を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類に記載された当該基準経過日における氏名および住所</p> <p>② 当金庫からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名および住所を記載して、当金庫に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名および住所</p> <p>2. 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合（第 1 項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認できた場合またはお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。</p>
附則	<p>1 この約款は、2013 年 7 月 1 日より適用させていただきます。</p> <p>2 この約款は、2015 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>3 この約款は、2016 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>4 この約款は、2017 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>5 この約款は、2017 年 6 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。</p>	<p>1 この約款は、2013 年 7 月 1 日より適用させていただきます。</p> <p>2 この約款は、2015 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>3 この約款は、2016 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>4 この約款は、2017 年 1 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>5 この約款は、2017 年 6 月 1 日より一部改正を適用させていただきます。</p>

条項	変更後	変更前
	<p>6 この約款は、2017年10月1日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>7 この約款は、2017年11月20日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>8 この約款は、2019年1月1日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>9 この約款は、2021年4月1日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>10 この約款は、2023年10月1日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>11 この約款は、2024年4月1日より一部改正を適用させていただきます。</p>	<p>6 この約款は、2017年10月1日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>7 この約款は、2017年11月20日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>8 この約款は、2019年1月1日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>9 この約款は、2021年4月1日より一部改正を適用させていただきます。</p> <p>10 この約款は、2023年10月1日より一部改正を適用させていただきます。</p>